

災害ボランティア割引制度に関する意見書

現在、日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。その救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、多くの支援者の参画が欠かせない。

東日本大震災では、1日当たり推定1万～2万人のボランティアが必要だったが、実際には集まらなかった。各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費が無いのでボランティアに行けないという人が圧倒的に多い。「行きたい気持ち」はあるけれど「行けない」のが現状なのである。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ地震が起きると、1日10万人以上、延べ1000万人以上のボランティアが必要になることがわかっている。それだけ多くのボランティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければならないが、今のわが国にはこうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない。まずは、彼らの「被災地への移動手段」と「滞在場所」にかかる経費の援助を社会的に図るべきである。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。国は、こうした動きをさらに広め多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、国に対し、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月28日

大分県中津市議会